

発 議 第 7 号
令和 8 年 9 月 14 日 提出

大牟田市議会
議長 徳永 春男 殿

提出者 崎 山 恵 子
古 庄 和 秀
三 宅 智加子
北 岡 あ や

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議への
オブザーバー参加を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出
します。

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。

日本政府は、核兵器不拡散条約（NPT）を基軸とした現実的かつ実践的な核軍縮の取組を通じて、核兵器国と非核兵器国の橋渡し役を担おうとしてきましたが、今年開催された核兵器不拡散条約再検討会議は、前回及び前々回の会議に続き最終文書を採択できずに閉幕するなど、国際社会の分断と対立が深まっています。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めています。同条約は2021（令和3）年1月22日に発効し、本年7月にトンガ王国が加入したことで、参加国（署名または締約国）は100か国となり、国連加盟国の過半数を占めています。

これまでに3回開催された締約国会議では、核兵器廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。そして、2026（令和8）年11月には、発効後初となる再検討会議が開催される予定となっており、「核兵器のない世界」に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。我が国は、現時点で同条約を締結していないとはいえ、同条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、我が国が核兵器廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となります。条約を国際規範として確立し、核兵器のない世界を実現できるよう、被爆地である広島・長崎とともに唯一の戦争被爆国としての役割を果たすことを切に願います。

よって、国会及び政府においては、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月14日

大牟田市議会

発 議 第 8 号
令和 8 年 9 月 14 日 提出

大牟田市議会
議長 徳永 春男 殿

提出者	三	宅	智加子
	山	田	修 司
	櫻	井	ちはる
	北	岡	あ や
	崎	山	恵 子

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出
します。

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患です。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状です。特に近年では、人工的な香料等による、いわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えません。

化学物質過敏症は、誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されません。

よって、国会及び政府においては、改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、下記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

1. 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2. 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や、一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3. 公共施設や学校等における環境対策と香害啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。人工香料等による体調不良への配慮について、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省の7省庁の連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4. 就労・就学現場における合理的配慮の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場、学校の個別状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5. 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6. 発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズム解明やバイオマーカーの開発、治療法・予防法の開発に向けた研究への財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月14日

大牟田市議会

発 議 第 9 号
令和 8 年 9 月 14 日 提出

大牟田市議会
議長 徳永 春男 殿

提出者	三	宅	智加子
	山	田	修 司
	船	原	基 近
	北	岡	あ や
	崎	山	恵 子

夏休み中の子供の貧困対策及び
緊急セーフティネットの強化を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出
します。

夏休み中の子供の貧困対策及び
緊急セーフティネットの強化を求める意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化しています。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子供の欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子供の健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっています。

よって、国会及び政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所

学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受入れ体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2. 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

子供食堂やフードバンク、子供宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こどもの生活支援強化事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や食育の一環として、子供食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。

3. アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、子供宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4. 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額のさらなる引上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月14日

大牟田市議会

発 議 第 1 0 号
令和 8 年 9 月 14 日 提出

大牟田市議会
議長 徳永 春男 殿

提出者	崎	山	恵	子
	古	庄	和	秀
	平	山	伸	二
	北	岡	あ	や

殺傷能力のある武器輸出解禁の撤回を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出
します。

殺傷能力のある武器輸出解禁の撤回を求める意見書

政府は、武器輸出のルールを定めた防衛装備移転三原則と、その運用指針の改正を行い、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に限定した5類型の制約を撤廃しました。このことにより、戦闘機や潜水艦、武器など殺傷能力のある全ての完成品の輸出が可能となりました。

また、輸出先に一定の制限はあるものの、特段の事情がある場合は紛争当事国への輸出も可能となっており、国会への事前通知は行わないとしています。

平和国家として厳しく規制してきた武器輸出政策が、大きく転換したことになります。

武器輸出については、1981年の衆参両院本会議において、武器輸出三原則の厳格な運用を求める決議が全会一致で可決されています。その後、2014年には原則禁止であった武器輸出が包括的に解禁されましたが、5類型の制限を設け、殺傷武器輸出については基本的に認められていませんでした。

しかし、今回政府は、国会で十分な説明をすることなく5類型を廃止することを閣議決定しました。国民にも国会にも諮ることなく、閣議決定だけで変更したことは、民主主義国家の根幹を揺るがす重大な問題であり、許されません。

武器輸出のさらなる緩和は、国際社会の緊張や紛争の激化を助長することとなり、日本製の武器が人命を奪うことになりかねません。また、日本が戦後築いてきた平和国家としての立場や、国際的な信頼を大きく損なうものです。

よって、国会及び政府においては、殺傷能力のある武器輸出解禁を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月14日

大牟田市議会

発 議 第 1 1 号
令和 8 年 9 月 14 日 提出

大牟田市議会
議長 徳永 春男 殿

提出者	大	野	哲	也
	森			遵
	奥	村	橋	倫
	崎	山	恵	子
	北	岡	あ	や
	桑	原		誠
	山	田	貴	正

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び
防災体制の抜本的強化を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出
します。

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び 防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として防災庁の発足が目前に迫っています。

一方で、本年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難所生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となりました。

今後、想定される巨大地震や気象災害のリスクに対して、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠です。

よって、国会及び政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じられるよう強く要望します。

記

1. 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策
改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。
2. 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣
猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者にも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。
3. 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化
マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。
4. ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立
被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
5. 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底
地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月14日

大牟田市議会